

いじめ問題等に係る法務省の取組

京都地方法務局園部支局

法務省の人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）では、いじめの防止と解決に向け、様々な取組を行っています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 相談窓口の開設

法務省の人権擁護機関では、通話料無料の相談専用電話回線やインターネット、SNSでの相談窓口を開設して、こどもたちから悩みやいじめ、虐待などの相談を受け、学校及び関係機関と連携して問題の解決につなげています。

電話で相談  **電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。**

こどもの人権 110番  **0120-007-110** **通話無料**

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、夜日、平日の随時外は留守番電話です。


メールで相談
 法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。
 <https://www.jinken.go.jp/kodomo>
 こちからでもアクセスできるよ
 

こどもの人権 SOS-eメール
 24時間受付
 
インターネット人権相談

LINEでも相談を受け付けているよ。
LINE じんけん相談
[@snsjinkensoudan](https://line.me/ti/add/snsjinkensoudan)
 こちらから友だち追加してください


 がいごく じんけん そうだん だ い や る
 外国語人権相談ダイヤル

にほんご　じゆう　はな　かた　じんけんそうだん　おう
日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応
ぜらるる専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。
この相談電話によって、全国どこからでも人権相談をお受け
します。

がいこく こじんはんそうだん だい やる (なび だい やる)
外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル)
 **0570-090911**
へいじつ ねんまつなん し のぞ
平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

えいご	ちゅうごくご	かんごくご	ねばーご	すぺいんご
英語	中国語	韓国語	ネパール語	スペイン語
ふいりぴんご	びるとご	べとなむご	いんどねしあご	たいご
フィリピン語	ポルトガル語	ベトナム語	インドネシア語	タイ語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者によるもので、
 接続の上、管轄の法務局・地方方法務局につながります。
 ※電話番号のおかげ間違いにご注意ください。

こどもの人権110番相談件数（全国）

平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
21, 351	21, 130	15, 603	15, 419	16, 824

【こどもの人権SOSミニレター】 料金受取人払の便箋兼封筒を全国の小・中学校の児童・生徒に配布して、身近な人にも相談できないこどもたちの悩みごとを的確に把握し、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

[illegible][illegible]

こどもの人権SOSミニレター相談件数（全国）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受理件数	14,410	15,594	10,704	11,194	8,710
うちいじめに関する件数	5,204	5,546	2,368	3,080	2,115

2 人権侵犯事件の調査救済

法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者からの申出等を受けて救済手続を開始し、事案に応じた適切な措置を講じています。

いじめに関する人権侵犯事件の新規件数（全国）

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
2,955	2,944	1,126	1,169	1,047

法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

中学生の生徒が、同級生から、下校時に待ち伏せをされる、悪口を言われるといういじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、当該生徒の親から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、学校は、当該生徒からいじめの訴えがあった都度、当該いじめに係る調査を行っていたものの、そのような対応が、当該生徒及びその親に適切に伝わっていない可能性があることが認められました。そこで、法務局が、両者の話合いの場を設けたところ、両者の相互理解が深まり関係が改善されるとともに、当該生徒への見守りが継続されることとなりました。

3 人権啓発活動

法務省の人権擁護機関では、一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。

① 人権教室の開催

いじめ等について考える機会を作ることによって、こどもたちに、相手への思いやりの心や命の尊さを学んでいただくことを目的として実施しており、実施方法や実施内容は、対象者の年齢や学校のニーズに応じて柔軟に対応することができます。



詳しくは文部科学省ホームページ「平成30年12月27日学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について（通知）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1412490.htm をご覧ください。

また、携帯電話会社と連携して、SNSやインターネット上でのいじめやトラブルを未然に防ぐことを目的とした「スマホ・ケータイ人権教室」も実施しています。



② 「人権の花」運動



主に小学生を対象に、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てることにより、命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、園部人権啓発活動地域ネットワーク協議会（南丹市、京都地方法務局園部支局、園部人権擁護委員協議会ほか）の主催で実施しています。

※ 令和5年度は園部小学校、八木西小学校、殿田小学校、丹波支援学校ほかで実施

③ 中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことで、人権尊重の重要性、必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的とした活動です。

「第42回全国中学生人権作文コンテスト中央大会」（令和5年度）の表彰作品は https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00279.html をご覧ください。

